

## 議案第60号

### 幕別町長等の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)、町長、副町長及び教育長の給料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(町長及び副町長の給料の特例)

第2条 特例期間において、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例(昭和43年条例第30号)第3条の規定により支給される町長及び副町長の給料月額は、同条の規定にかかわらず、当該給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の特例)

第3条 特例期間において、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和28年条例第11号)第2条第2項の規定により支給される教育長の給料月額は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。